

お客さま 各位

石巻信用金庫

## 「未利用口座管理手数料」の新設と預金規定改定のお知らせ

平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

当金庫では、長期間利用されていない普通預金口座が不正利用されることによる被害を防止するため、「未利用口座管理手数料」を新設し、令和3年10月1日以降に新規開設いただく普通預金口座および貯蓄預金口座から適用させていただくことと致しました。また、これに合わせて預金規定を改定させていただきます。

本手数料はあくまで、**2021年10月1日以降に開設され、未利用の状態となった普通預金口座・貯蓄預金口座に対して適用させていただくものであり、通常の入出金や口座振替等でお取引されているお客さまの普通預金口座・貯蓄預金口座が対象となることはありません。**何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、普通預金口座には総合口座および無利息型普通預金も含まれます。

### 1. 未利用口座管理手数料の新設

対象預金の種類	令和3年10月1日以降に開設された普通預金口座（総合口座・無利息型含）、貯蓄預金口座
未利用となる口座	最後のお預入れまたは払戻し（該当口座のお利息の入金、本件手数料の引落しを除きます。）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しのご利用がない普通預金口座・貯蓄預金口座 ※ 紛失、盗難などによりご利用が停止されている口座も対象となります。
対象外となる口座	次の場合は対象となりません。 ・ 口座の残高が1万円以上の場合 ・ 同一取引店内で、預り金融資産（定期性預金、投資信託、公共債等）の残高がある場合 ・ 同一取引店内でお借り入れ残高がある場合
手数料金額	年間 1,320円（消費税込み）
未利用口座のご案内方法	・ お客さまの口座が未利用口座管理手数料の対象となった場合、事前に文書にてお届けの住所に「ご案内」を郵送いたします。なお、「ご案内」が到達しなかった場合でも通常到達すべき時に到達したものとみなします。 ・ ご案内後、一定期間（約3か月）経過後もお取引がない場合に、上記の手数料金額を対象口座から引落しいたします。なお、翌年以降も未利用の状態が継続する場合は、同様に手数料を引落しいたします。
口座の自動解約	・ 対象口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合は、残高全額を同手数料に充当した後、同口座を解約させていただきます。 ・ ご負担いただいた未利用口座管理手数料の返却および解約となった口座（キャッシュカードを含みます。）の再利用はできません。

※ 手数料の対象となったお客さまにおかれましては、口座利用によるお取引の再開または、今後のご利用予定のない場合は、不正利用防止の観点から解約をご検討ください。

※ ご不明な点は、窓口等にお問い合わせください。

## 2. 預金規定の改定

未利用口座管理手数料の新設に伴い、「普通預金（無利息型普通預金を含む）規定」「貯蓄預金規定」「定期性総合口座取引規定」について、下記のとおり改定させていただきます。

### 普通預金規定 追加内容（新設部分抜粋）

#### （未利用口座管理手数料）

- （1）令和3年10月1日以降に開設した普通預金口座（総合口座、無利息型普通預金を含む）は、当金庫が定める一定期間、利息決算以外の預入れ、または払戻し（第2項に定める手数料の引落としを除く）がない場合には、当金庫が定める未利用口座管理手数料をご負担いただきます。
- （2）未利用口座管理手数料は、この預金口座から払戻請求書によらず、当金庫所定の方法により引き落とすことができるものとします。
- （3）この預金口座残高が未利用口座管理手数料以下の場合、当金庫は預金者に通知することなく、残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、この預金口座を解約することができるものとします。
- （4）ご負担いただいた未利用口座管理手数料の返却、および解約させていただいた口座の再利用はできません。